

# 土地売買等届出書

年 月 日

(宛先)小牧市長

権利取得者(譲受人)

住所 〒

電話

氏名

(担当者又は代理人)

電話

譲受人業種	1	不動産業
	2	建設業
	3	金融保険業
	4	製造業
	5	商業
	6	運輸業
	7	その他

国土利用計画法第23条第1項の規定に基づき、土地に関する所有権（地上権・賃借権・その他）の移転（設定）をする契約の締結について下記のとおり届け出ます。

### 記

契約の相手方等に関する事項		契約の相手方(譲渡人)の住所				氏名				契約締結年月日				
土地に関する事項	番号	所在地				地目		面積						
		登記簿		住居表示		登記簿	現況	登記簿(m <sup>2</sup> )	実測(m <sup>2</sup> )					
	1													
	2													
3								計	m <sup>2</sup>	計	m <sup>2</sup>			
事項	番号	届出に係る権利以外の権利												
		所有権					所有権以外の権利							
	利用の現況	所有者の住所		所有者の氏名		種別	内容	権利者の住所		権利者の氏名				
1														
2														
3														
土地等に存する事項	番号	種類	概要	移転又は設定に係る権利		移転又は設定に係る権利以外の権利								
				所有権		所有権以外の権利								
	種別	内容	所有者の住所	所有者の氏名	種別	内容	権利者の住所		権利者の氏名					
1														
2														
3														
移転又は設定に係る事項	番号	移転又は設定の態様		地上権又は賃借権の場合				特記事項						
		存続期間	残存期間	堅固・非堅固の別		地代(年額・円)								
	1													
2														
3														
対価の額等に関する事項	番号	土地に関する対価の額等						工作物等に関する対価の額等						
		地目(現況)	面積(m <sup>2</sup> )			単価(円/m <sup>2</sup> )			対価の額(円)			種類	対価の額(円)	
	1													
	2													
3														
実測	有・無	合計(a)			平均((b)÷(a))			合計(b)			合計			
土地の利用目的等に関する事項	利用目的	用途等												
		利用目的に係る土地の所在					利用目的に係る土地の面積							
	利用計画の概要	人工面率	%		計画人口	人								
その他参考となるべき事項														

## 国土利用計画法第23条第1項に基づく 土地売買等届出書(事後届出)

### ◎ 記入上の注意

→ 必ず記入例や提出書類一覧表もお読みください。また、WebページにはQ&Aや様々な詳細な説明がありますので参考にして下さい。

※ 令和3年1月1日以降にご提出いただく届出書類は、押印不要となりました。

- 1 ※印のある欄には記入しないこと。
- 2 「氏名」の欄には、法人にあっては、その名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 3 「番号」の欄の番号に対応して、一筆の土地ごとに記入すること。
- 4 「地目」の欄には、田、畑、宅地、山林等の区分により記入すること。
- 5 「概要」の欄には、建築物その他の工作物にあっては、延べ面積、構造、使用年数等を、木竹にあっては、樹種、樹齢等を記入すること。
- 6 「移転又は設定の態様」の欄には、売買、交換等の登記原因の区分により記入すること。
- 7 「利用目的」の欄には、用途、規模等当該土地の利用目的を可能な限り詳細に記入すること。
- 8 「人工面率」の欄には、利用目的に係る土地の面積に占める樹林地、草地、水辺地、岩石地及び砂地(農地、採草放牧地及び芝生、庭園木等の植栽された土地を除く。)以外の土地の面積の割合の現況及び計画を記入すること。
- 9 「計画人口」の欄には、住宅団地における想定人口等を記入すること。
- 10 「その他参考となるべき事項」の欄には、土地に関する権利の移転又は設定と併せて権利の移転又は設定をする工作物等以外の工作物等に関する事項その他を記入すること。

### ◎ 印刷時の注意

- 1 届出書はA4サイズで印刷すること。
- 2 次の事務処理市町村における土地取引については、届出書の宛名を当該市町村長宛とすること。  
岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、津島市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、岩倉市、愛西市、豊山町、飛島村、東栄町

### ◎ 提出期限

契約(予約を含む)を締結した日を含んで**2週間以内**

### ◎ 提出部数

**2部**

### ◎ 提出先

土地の所在する市役所・町村役場

・楷書でていねいに書いてください。  
 ・令和3(2021)年1月1日以降に提出いただく届出書類は、押印不要となりました。

様式第三(様式3-1-1) **土地売買等届出書** ○○年○○月○○日

(宛先)小牧市長

権利取得者(譲受人)  
 住所 〒○○○-○○○  
 ○○市○○町○○○  
 氏名 ○○建設株式会社  
 代表取締役 愛知 太郎  
 営業課 尾張 次郎  
 電話 ×××-××××-×××× 内線××××

電話 ○○○-○○○-○○○○

○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日

1	不動産業
2	建設業
3	金融業
4	保険業
5	製造業
6	商業
7	運輸業
8	その他

国土利用計画法第23条第1項の規定に基づき、土地に関する所有権(地上権・賃借権・その他)の移転(設定)をする契約の締結について下記のとおり届け出ます。

契約の相手方等に関する事項	契約の相手方(譲渡人)の住所 △△市△△町△△△	氏名 三河不動産株式会社 代表取締役三河三郎	契約締結年月日 △△△△△△
---------------	-----------------------------	---------------------------	-------------------

土地に関する事項	登記簿		住居表示		面積	
	町又は字	地番	丁目	番	登記簿(m <sup>2</sup> )	実測(m <sup>2</sup> )
1	◇◇町	◇◇	◇◇町◇丁目◇	◇◇	16,000.12	16,000.12
2	"	◇◇	◇◇町◇丁目◇	"	165.00	165.00
3	"	◇◇	◇◇町◇丁目◇	山林	5,000.00	6,000.22
計					21,165.12	22,165.34

土地に関する事項	利用の現況	届出に係る権利以外の権利					
		所有権	所有権以外の権利				
番号	種類	所有者の住所	所有者の氏名	種別	内容	権利者の住所	権利者の氏名
1	工場			該当	なし		
2	店舗併用住宅			賃借権	別紙	○○市○○町○○丁目○	甲野乙郎
3	山林			該当	なし		

土地等に存する工事	番号	種類	概要	移転又は設定に係る権利				移転又は設定に係る権利以外の権利			
				種別	内容	所有者の住所	所有者の氏名	種別	内容	権利者の住所	権利者の氏名
1	工場	鉄筋コンクリート3階	約1000㎡	所有権							
2	(その他)		参考となるべき事項参照								
3	杉林		約1000㎡	所有権							

土地等に存する工事	番号	種類	概要	地上権又は賃借権の場合				特記事項
				存続期間	残存期間	堅固・非堅固の別	地代(年額・円)	
1	売							
2	"							
3	"							

土地に関する事項	土地に関する対価の額等				工作物等に関する対価の額等			
	地目(現況)	面積(m <sup>2</sup> )	単価(円/㎡)	対価の額(円)	種類	面積(m <sup>2</sup> )	単価(円/㎡)	対価の額(円)
1	宅地	16,000.12	60,500.00	968,000,000	工場	8,600.00	8,600.00	86,000,000
2	"	165.00	35,152.00	5,800,000				
3	山林	6,000.22	5,000.00	30,000,000	杉	12,000.00	1,200.00	12,000,000
計		22,165.34	45,287.00	1,003,800,000				87,200,000

土地に関する事項	用途等	土地利用目的		利用の現況の要変更
		土地利用目的	土地利用目的	
1	中高層共同分譲住宅3棟 延面積50,000㎡ 予定戸数500戸	住宅	住宅	無

土地利用目的	利用計画の概要	土地利用目的に係る土地の所在		計画人口
		人工率	その他	
住宅	人工率 7.5→9.0 %	7.5→9.0 %	2,000 人 (4人/戸)	2,000 人

その他参考となるべき事項 番号2の土地は底地取引(底地権移転)、土地の上の店舗併用住宅は木造2階建て100㎡築5年開発に当たっては、法令を遵守し、関係機関と協議のうえ進めて参ります。

◆共有の場合は、共有者全員の住所・氏名及び持分割合を記入  
 ◆記入しきれない場合は、代表者の住所・氏名及び共有者について「他〇名」と記入、別紙に共有者全員の住所・氏名及び持分割合を記入

◆代理人の場合は、住所・氏名を記入し、委任状を添付

◆譲渡人が共有である場合は、共有者全員の住所・氏名及び持分割合を記入  
 ◆記入しきれない場合は、代表者の住所・氏名及び共有者について「他〇名」と記入して、別紙に共有者全員の住所・氏名及び持分割合を記入

◆筆ごとに記入し、記入しきれない場合は別紙を用いて同様に記入  
 ◆合計面積は届出書に記入

◆届出の土地に現にあり、かつ取引後も引き続き存続する借地権、地上権、抵当権、地役権等を記入

◆住宅、倉庫、店舗等の別を記入

◆土地の取引とあわせてその土地に存する建物、立木、庭木などの工作物等を取引したときに記入

◆工作物の場合は延べ面積、構造、築後使用年数を、木竹にあっては本数、樹種、樹齢(植栽面積)を記入  
 (記入しきれない場合は別紙に記入)

◆売買・交換・代物弁済譲渡担保等の登記原因の区分により記入

◆実測による面積の増減によって対価が清算される契約であるか否かにより○をつける

◆譲受人が取得後、どのような用途に供し、どのような使用方法(自己用、賃貸等の事業用または販売用など)をするのかを可能な限り詳細に記入  
 (用途の例示)  
 ・戸建住宅(分譲)  
 ・共同住宅(賃貸用)  
 ・共同住宅(賃貸用)  
 ・〇〇機器研究所  
 ・自社工場用地  
 ・分譲宅地造成  
 ・自社倉庫、車庫  
 ・賃貸用店舗  
 ・駐車場(現況利用)  
 ・販売目的  
 ・現況保有

◆届出に係る土地及び工作物以外の工作物に関する事項、その他(営業権等)を記入  
 (例示)  
 ・底地取引(借地権割合を記入)  
 ・建築請負条件付き売買(構造、建付面積、延床面積、請負予定価格を記入)  
 ・交換(交換対象土地の所在、面積、所有者、評価額、差金を記入し地図等を添付)  
 ・譲渡担保・代物弁済契約等(被担保債権額又は優先弁済極度額を記入)  
 ◆一団の土地で二つ以上の市町村にまたがるときは、その旨明記

◆樹林地、草地、水辺地、岩石地及び砂地以外の土地の面積の割合を記入

・住宅団地等の場合は想定人口を記入  
 ・工場団地等の場合は計画従業員数を記入  
 ・レクリエーション施設の場合は計画入込者数を記入(括弧書きで従業員数も記入)

◆二つ以上の市町村にまたがって届け出る土地があるときは、提出する市町村に存するもののみ記入

◆法人にあっては、その名称及び代表者の氏名を記入

◆共有の土地の持分の一部を移転する場合は、全体面積、持分割合、持分面積(全体面積×持分割合)をそれぞれ記入

◆実測取引の場合に記入(実測求積図も添付)

◆権利の存続期間、地代の額等を記入

◆地上権又は借地権の登記の有無、地代の変更についての協議の期限の特約、原状回復義務の有無等について記入

◆筆ごとの価格設定がない場合はまとめて記入  
 ◆対価が金銭以外のものであるときは、時価を基準として金銭に見積もった価格を記入

◆「土地に存する工作物等に関する事項」の「種類」に記入がある場合、種類及び取引価格(消費税及び地方消費税に相当する額を含む価額)を記入  
 ◆無償の場合は0円と記入

◆単価に円未満の端数が生じた場合は切り上げて記入

◆届出に係る土地が一団の土地の一部である場合にあっては、当該一団の土地の全体の面積を記入

提出書類一覧表

名称	内容	提出部数	
土地に関する図書	土地売買等届出書	指定様式は、当ページからダウンロードできます。A4版でダウンロードして作成し、提出してください。	2
	土地売買等に係る契約書の写し	契約書を作成しない場合にはこれに代わるその他の書類でもかまいません。予約契約の場合であっても必要です。また、契約書の内容全ての写しを提出して下さい。 * 契約書の写しは、収入印紙の貼付部分が確認できるようにコピーして提出して下さい。	2
	位置図(地形図)※	縮尺10,000～50,000分の1の地図 土地の位置を朱書きしたもの (届出にかかる土地が市街化区域に所在する場合に限り提出は不要)	2
	周辺状況図※	縮尺2,500～5,000分の1の地図(位置を朱書き) (平坦地の場合は、住宅地図で可)	2
	公図※	登記簿面積にて売買した場合 隣接地を含む公図の写しに形状を朱書きしたもの	2
	実測求積図※	実測面積にて売買した場合 (土地区画整理区域内は、仮換地指定通知書、仮換地証明書又は保留地証明書及び図面でも可)	2
その他	委任状	代理人を立てる場合	2
	その他参考資料	届出書の記載事項の内容を証明する資料 (事例により異なるので窓口で相談)	2

一団の土地の取引で、同時に複数の届出を行うとき、代表的な届出書の添付図面に各届出対象土地の位置をまとめて示すことにより、他の一団の土地の届出には図面の添付を省略することができます。

一団の土地で代表的な届出書以外の届出書で省略できる図面は、(1)位置図、(2)周辺状況図、(3)公図、(4)実測求積図(上の表中※印が付いたもの)です。この場合、届出毎の土地の位置をそれぞれ朱書きし、あわせて当事者名を記入するなど、各届出に対応する土地の位置が特定できるよう明記してください。

その他詳細は、Webページの「届出書の記入例とチェックポイント」を参照してください。

次の事務処理市町村における土地取引については、届出書の宛名を当該市町村長宛として提出してください。

岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、津島市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、岩倉市、愛西市、豊山町、飛島村、東栄町